

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

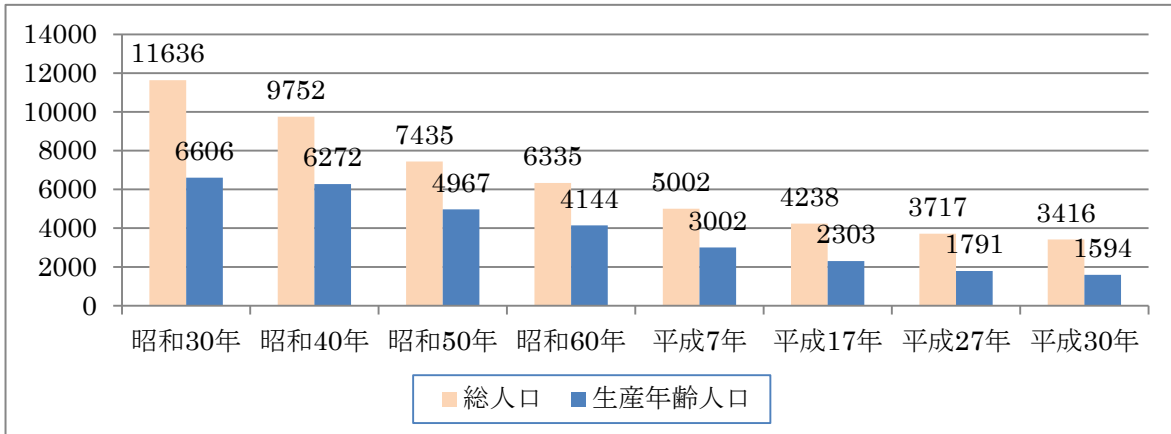
#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和30年の11,636人から減少傾向が続き、平成30年3月の住民基本台帳人口は3,416人まで減少している。生産年齢人口においても、総人口に対する割合が減少しており、平成30年3月には1,594人となっている。

次に、従事者数をみると、第3次産業（サービス業その他）が50.97%と最も高く、次いで第1次産業（農林業）が35.31%、第2次産業（建設業、製造業）が13.71%となっている。

町内の事業者数は減少傾向で、人口減少による影響もさることながら、経営者の高齢化等により、労働力及び生産性の確保が課題となっており、今後地域の中小企業が衰退していく状況が危惧されている。

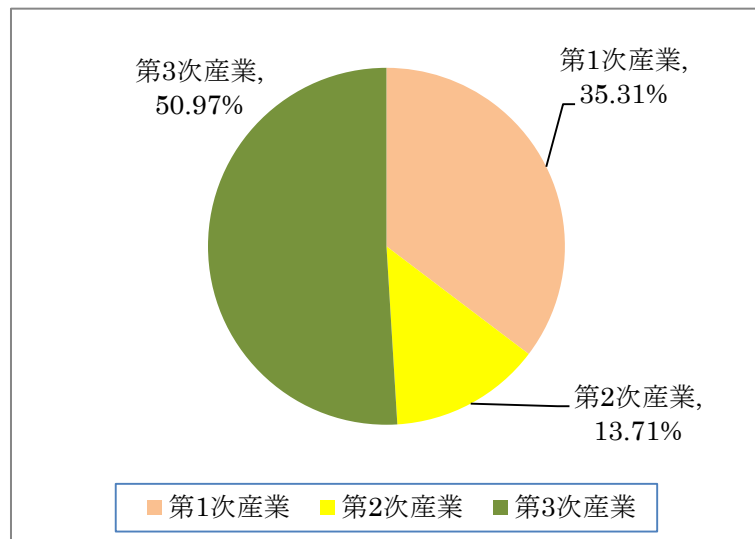
#### ■人口推移



資料：平成27年まで 国勢調査、平成30年 住民基本台帳

#### ■産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	618	35.31%
第2次産業	240	13.71%
第3次産業	892	50.97%



資料：平成27年 国勢調査

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多用な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

積極的な先端設備導入を促進するため、和寒町全域を本計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

業種に限らず労働生産性が伸び悩んでいるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多用であるため、本計画において対象となる事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意を得た日から平成33年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

### ①雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

### ②健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。